

一ノ関駅東口まちづくり株式会社の設立に係るスケジュール変更について

1 変更内容

「法人設立の時期」 変更前 1月下旬以降 → 変更後 3月初旬

2 法人設立スケジュール変更の経緯

[令和6年12月23日(月)開催の特別委員会時点]

(1) 令和6年12月20日(金)開催の第13回準備会では、監査役の員数を2名以内としていた。

[令和7年1月10日(金)開催の特別委員会で説明]

(2) その後の検討において、一ノ関駅東口まちづくり株式会社（以下「管理運営法人」と表記）の設立初期には、土地活用計画作成業務、エリアマネジメント業務に加え、法人の事業推進体制の確立が重要となってくることから、役員体制の充実を図るため、全ての出資団体から役員を選任することが望ましいとの意見が出された。

(3) この意見を受けて、あらためて管理運営法人の定款（案）で監査役の員数を2名以内から4名以内に変更することについて、令和6年12月27日(金)付けで発起人団体に照会をし、令和7年1月9日(木)までに全ての団体から了承を得た。

[令和7年1月10日(金)開催の特別委員会以降]

(4) (3)の了承後、追加の役員の選任を依頼し、令和7年1月10日(金)までに全ての出資団体から役員の選任報告を得た。

(5) 公証人による定款の事前確認の準備が整ったことから、司法書士から公証人に事前確認を依頼し、令和7年1月31日(金)に公証人の事前確認が完了。

(6) 本日2月12日時点で、発起人団体から司法書士への定款認証委任状など定款認証、法人設立登記申請に必要な資料の作成が進行中であり、定款認証後、発起人による出資金の振込みを経て、法人設立登記申請を行う。

＜一ノ関駅東口まちづくり株式会社設立スケジュール＞

行 程	変更前	変更後
管理運営法人の定款の認証	1月中旬	2月17日頃
発起人による出資金の払い込み	1月中旬～下旬	2月28日まで
法人設立登記申請	1月下旬以降	3月初旬

※ 変更前は、令和6年12月23日(月)開催の特別委員会時点のスケジュール

3 管理運営法人業務への影響と対応

(1) 影響

- ① 法人設立と同時に従業員を配置し業務開始を見込んでいたが、従業員の配置は令和7年4月となる。
- ② 令和6年度に予定していた社内規定の整備、総合プロデューサーの選定に向けた準備などの法人での業務着手が遅れる。

(2) 対応

- ① 令和6年度に予定していた業務について、令和7年4月の業務開始後、速やかに取り組むことができるよう一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会（以下「準備会」と表記）事務局である市において事前準備を進める。
- ② 令和7年4月に予定している総合プロデューサーの募集開始には影響しない。

4 管理運営法人と一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会の役割

- (1) 準備会は、一ノ関駅東口工場跡地を管理運営する法人の設立に向けた検討などを行うために設置し、その設置期間は設置要綱において、「管理運営法人が設立されるまでの期間とする。」としていることから、管理運営法人の設立に伴い廃止となる。
- (2) 準備会の構成員団体のうち、発起人とならない団体は次の2団体
- ① いわて平泉農業協同組合 ：法人設立後に早期の出資に向けて取り組む意向
- ② 株式会社日本政策金融公庫：法律により出資ができない

参 考 一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会設置要綱（抜粋）
（設置期間）

第2 準備会の設置期間は、この告示の施行の日から管理運営法人が設立されるまでの期間とする。

（組織）

第4 準備会は、次に掲げる団体の代表者又は当該代表者から推薦を受けた当該団体の職員をもって構成する。

- (1) 一関市
- (2) 一関商工会議所
- (3) いわて平泉農業協同組合
- (4) 一関信用金庫
- (5) 株式会社岩手銀行
- (6) 株式会社北日本銀行
- (7) 株式会社東北銀行
- (8) 株式会社日本政策金融公庫

(3) 管理運営法人は、今後、土地の利活用計画の作成、エリアマネジメント業務の企画、運営を行う。